

講義 8 市街地に出没したニホンザルへの対応（2）－麻醉銃対応の流れと準備－

一般財団法人 自然環境研究センター

中村 大輔

■ 住居集合地域等で麻醉銃猟を実施するための流れと準備

① 出没状況を把握して情報を整理し、対策を検討

住居集合地域等でサルが出没したという情報を得たら、頭数や出没地点、時間帯や被害状況等、対策に必要な情報を把握する。

→ 麻醉銃猟は本当に必要か検討 追い払いやわな捕獲等で対応できないか

② 公的研究機関、NPO、民間団体等へ捕獲の委託・依頼

住居集合地域等という特殊な環境下での麻醉銃猟となるため、経験や技術・実績がある機関や団体が協議・計画段階から関わることを望ましい。ただし、条件を満たす機関や団体は非常に限定されているため、事前に把握しておく。

③ 都道府県（または市町村長）に対する許可申請

鳥獣保護管理法に基づく鳥獣の捕獲等の許可に加えて、住居集合地域等における麻醉銃猟の許可が必要である。また、サル等では通常該当しないと考えられるが、危険猟法にあたる麻醉薬の種類及び量である場合は危険猟法の許可が必要になる。

④ 地域住民や関係機関への説明・周知

整理した情報と関係機関との協議のうえで作成した捕獲計画を周辺住民や学校などに捕獲前に周知する。

⑤ 麻醉銃猟の実施と個体の処理

捕獲計画に則った捕獲を実施する。捕獲個体は加害性や常習性を踏まえた殺処分等の処置をする。住居集合地域等に出没した場合はペットや外来生物である可能性があるため、必要に応じて捕獲後に鑑定する。

平成28年度 特定鳥獣の保護・管理に係る研修会
＜上級編・ニホンザル＞

講義8

市街地に出没した ニホンザルへの対応（2） -麻酔銃対応の流れと準備-



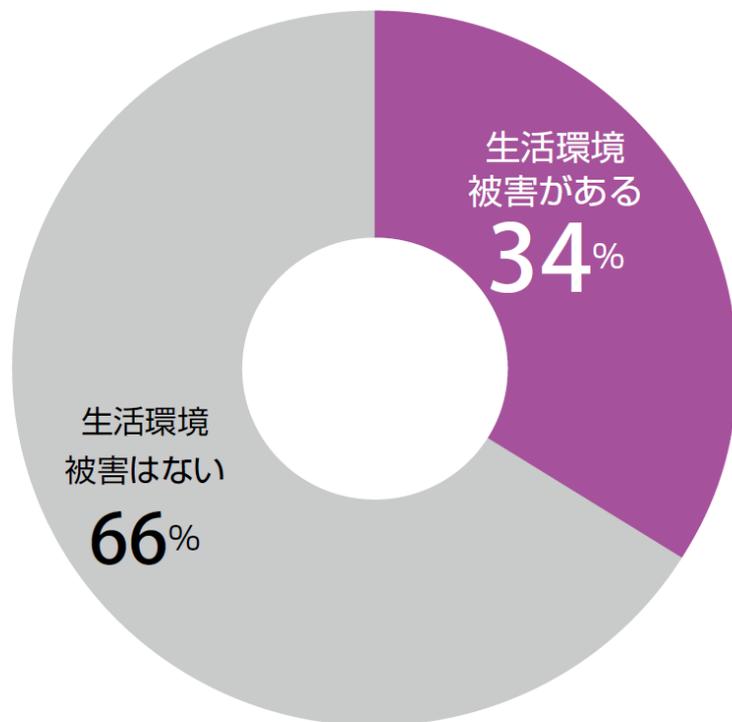
一般財団法人

自然環境研究センター

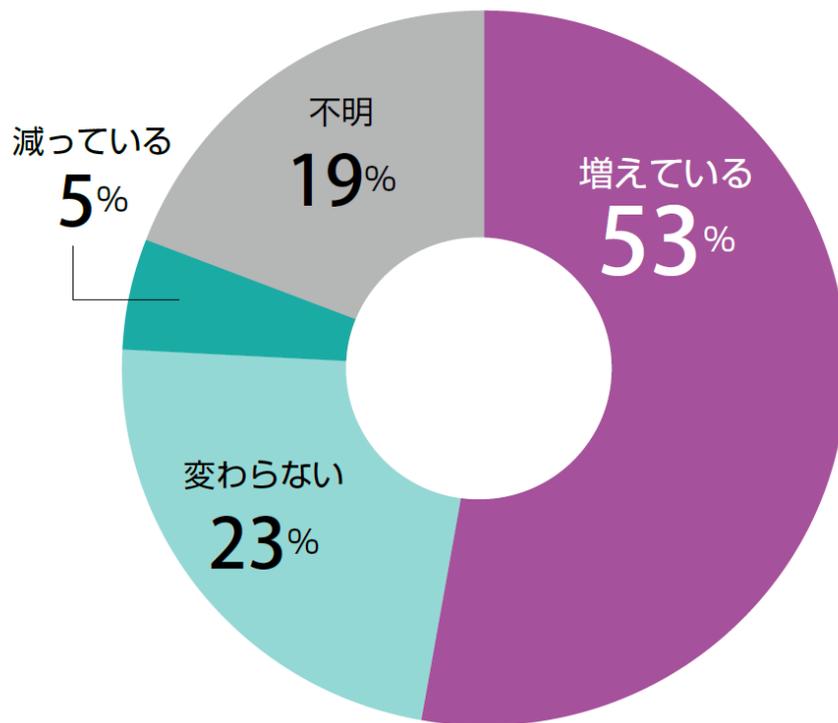
中村 大輔

平成27年度全国市町村アンケート結果

ニホンザルの生息する市町村での
生活環境被害の有無
(回答数 838 市町村)

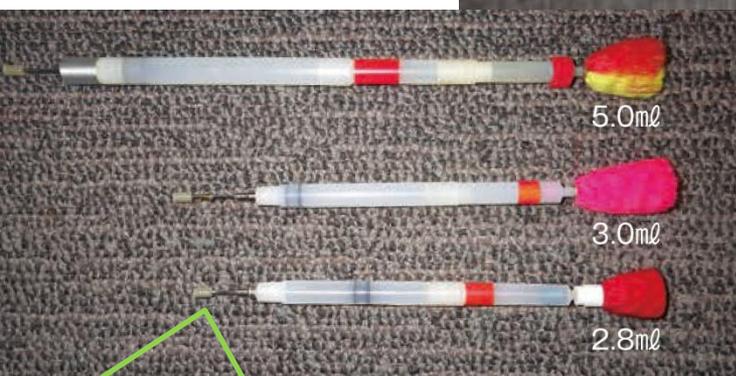


生活環境被害の増減傾向



→法改正により住居集合地域等における**麻醉銃猟**が許可

麻醉銃について



麻醉銃猟について

メリット

装薬銃より
安全
静音



住居集合地域で活用

デメリット

実施可能な人が少ない
捕獲体制・計画が必要
不動化に時間がかかる

...

注意点を理解したうえで検討

注意点 その①**実施可能な人が少ない**

麻醉銃所持者が限られている

出回っている麻醉銃が装薬銃に比べて少ない

ただし、一丁あたりの使用可能な人数は多い

人命救助等に従事する者届出で所持者以外登録可能。

注意点 その①**実施可能な人が少ない**

麻醉銃所持者が限られている

対象動物に対する知識と現場経験を要する

生物学・生態学・行動学的な知識

麻醉銃は所持にあたって、銃器取り扱いに関する講習が必要ではないうえに、所持許可更新もない

→ 「麻醉銃を所持している」だけでは取り扱いに不慣れた射手の可能性もある

注意点 その②捕獲体制・計画

安全が確保され、かつ効率的な捕獲を

○出沒状況や周囲の状況を踏まえた計画

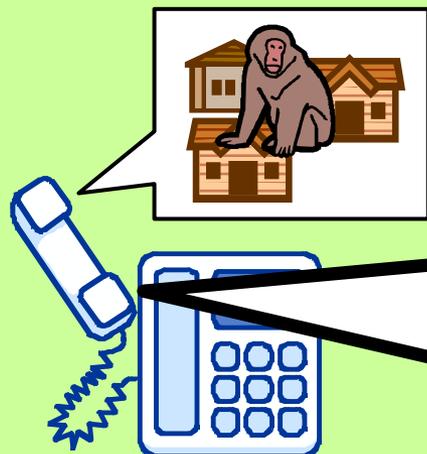
- ① 人や車の往来が多い期間・区域では実施しない
- ② 安全確認の担当者を配置し、射手と連絡可能に
- ③ 麻酔効果が現れるまで見失わないような人員配置
- ④ 射手が撃つ方向に人がいないなど、周囲の安全確認

○住民および関係機関に対する計画の説明・周知
(警察や学校など)

○安全の最終確認、投薬器回収などのルール徹底

麻醉銃猟を実施するまでの流れ

1 出没状況を把握して情報整理し、対策を検討



- 種類・頭数
- 出没地点、頻度、時間帯
- 問題個体の特定
- 被害状況（人的・財産被害）

取り得る対策手段検討（麻醉銃？）
安全かつ効率的な捕獲に活かす

麻醉銃猟を実施するまでの流れ

1 出没状況を把握して情報整理し、対策を検討

麻醉銃の使用が適切なケース

- 追い払いの効果がない
- 市街地の中心で追い払いが出来ない
- 人身被害がある、もしくは逼迫
- 家屋への侵入が発生

麻醉銃猟を実施するまでの流れ

1 出没状況を把握して情報を整理→麻醉銃の使用が適切

2 公的研究機関、NPO、民間団体等へ捕獲の委託・依頼

(事前に) 対応できる機関・団体を把握

住居密集地域という特殊な状況下であるため、対象種に対する麻醉銃猟の経験や技術・実績等を求めることが望ましい。

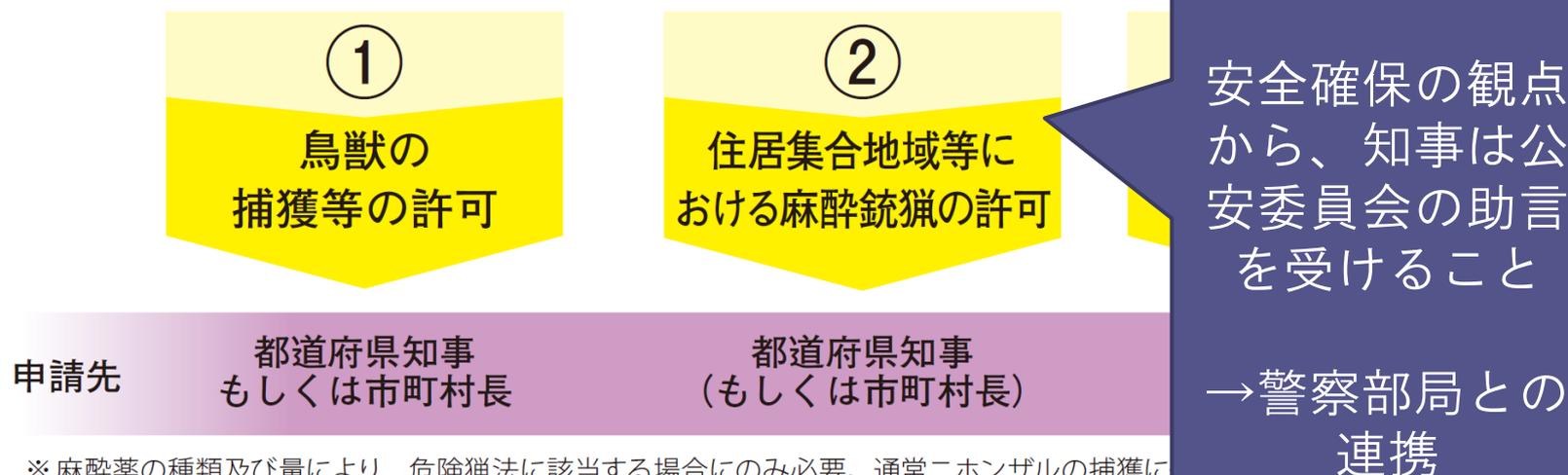
→その条件を満たす機関・団体は限られている。

麻醉銃猟を実施するまでの流れ

1 出没状況を把握して情報を整理→麻醉銃の使用が適切

2 公的研究機関、NPO、民間団体等へ捕獲の委託・依頼

3 都道府県（または市町村長）に対する許可申請



※ 麻醉薬の種類及び量により、危険猟法に該当する場合にのみ必要。通常ニホンザルの捕獲に
であれば、該当しません。

麻醉銃猟を実施するまでの流れ

1 出没状況を把握して情報を整理→麻醉銃の使用が適切

2 公的研究機関、NPO、民間団体等へ捕獲の委託・依頼

3 都道府県（または市町村長）に対する許可申請

4 地域住民、関係機関への説明・周知

整理した情報と関係機関との協議で作成した捕獲計画を周辺住民や学校などに周知する

麻醉銃猟を実施するまでの流れ

1 出没状況を把握して情報を整理→麻醉銃の使用が適切

2 公的研究機関、NPO、民間団体等へ捕獲の委託・依頼

3 都道府県（または市町村長）に対する許可申請

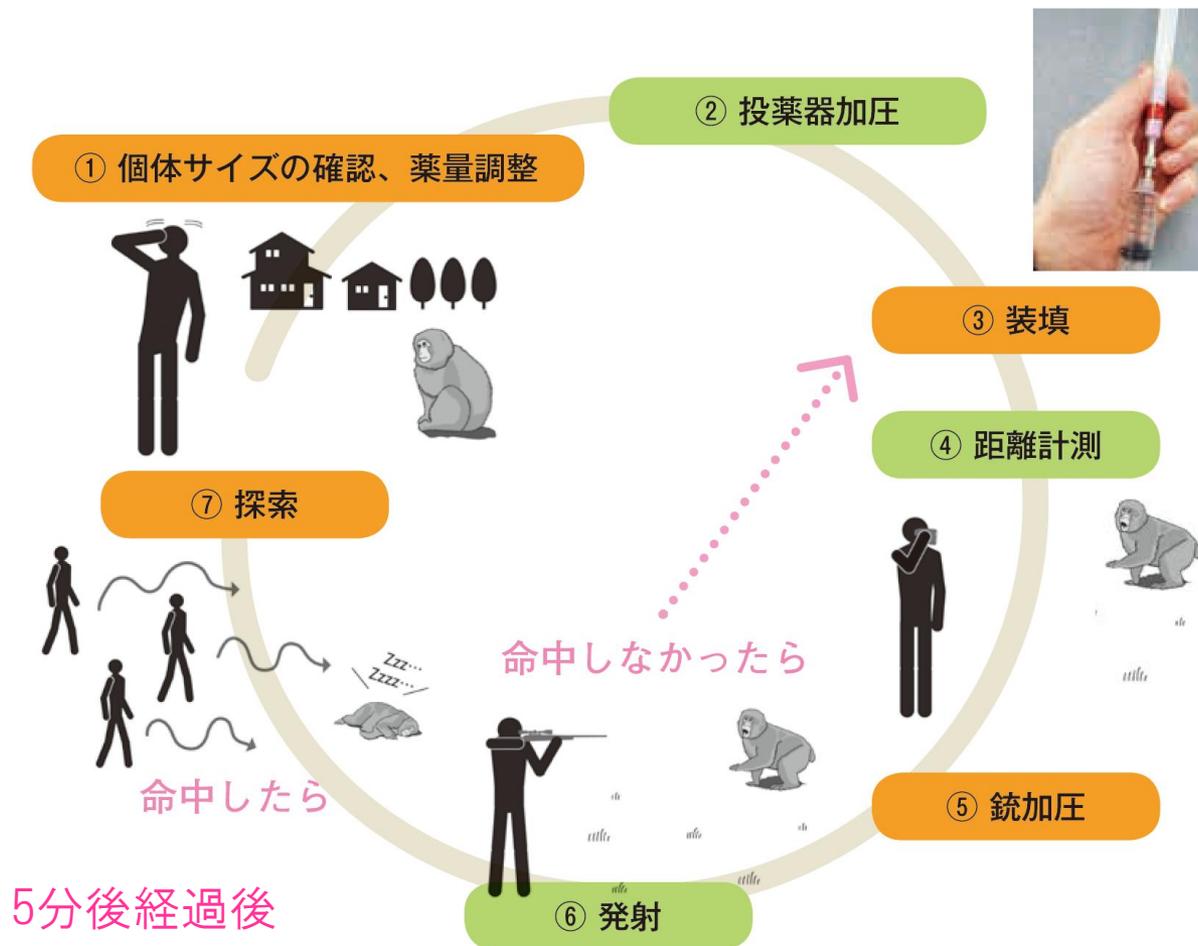
4 地域住民、関係機関への説明・周知

5 麻醉銃猟の実施、個体の処置

計画に則った捕獲を実施

捕獲個体は加害性、常習性を踏まえた殺処分等の処置→ペットや外来生物である可能性があるため、必要に応じて捕獲後に鑑定をする。

個体の確認から探索まで



麻酔薬 について

薬剤名	薬効・特徴	特記事項
塩酸ケタミン	強力な鎮静作用を有し、他の麻酔薬と比較し呼吸系および循環系に対する影響が少ない。安全域が広い麻酔薬であるため、従来から幅広い野生鳥獣で使用されている。しかし、ケタミンを単独で使用した場合、筋弛緩は不十分であり、その他副作用や欠点を補うため、下記メドミジン、キシラジンと併用する事が多い。また、市販のケタミンでは濃度が不足するため、濃縮調整したケタミン溶液を用いる。低温下ではケタミンが析出する場合があるので注意が必要である。	麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する麻薬に指定 医薬品医療機器等法第 44 条に基づく劇薬に指定。 麻酔銃を使用する場合であって、1 発射当たり 5,700mg 以下の施用量であれば鳥獣保護管理法第 36 条の危険猟法には該当しない。
塩酸メドミジン	鎮静、鎮痛作用を有する。塩酸ケタミンと併用する。濃縮調整を必要とする場合がある。	医薬品医療機器等法第 44 条に基づく毒薬又は劇薬に指定 麻酔銃を使用する場合であって、1 発射当たり 4,560mg 以下の施用量であれば鳥獣保護管理法第 36 条の危険猟法には該当しない。
塩酸キシラジン	鎮静、鎮痛、中枢性筋弛緩作用を有する。塩酸ケタミンと併用する。濃縮調整を必要とする場合がある。	医薬品医療機器等法第 44 条に基づく劇薬に指定 麻酔銃を使用する場合であって、1 発射当たり 6,840mg 以下の施用量であれば鳥獣保護管理法第 36 条の危険猟法には該当しない。

参考



環境省：住居集合地域等における麻酔銃の取り扱いについて 市街地や集落に出没した野生鳥獣への対策のために

URL：

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5/masuijyu.pdf>



香川県：イノシシ等が出没したときの対応マニュアル

URL：<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/data/1105/pdf/manual.pdf>